ベトナムにおけるサービス産業分野への 会社設立・出店手続の手順書 2017年1月

(2019年3月 一部改訂)

独立行政法人 日本貿易振興機構 ホーチミン事務所

【免責条項】本手順書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本手順書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

本解説書について

本解説書は、「日越共同イニシアティブ」のサービス産業ワーキングチームによって 作成された、サービス産業分野への投資許可申請を行う際の参考資料である。

「日越共同イニシアティブ」とは、ベトナムの投資環境を改善し、外国投資を拡大することを通じて、ベトナムの産業競争力を高めることを目的として、2003 年 4 月に日越両国の首脳の合意によって設置された枠組みである。ベトナムが投資環境を改善するための行動を、約2年を1フェーズとして実施してきており、2016 年からの第 6 フェーズでは、WT4 (サービス業)の取り組みとして、本解説書を作成した。これは、日本企業の関心が高いサービス産業10分野(小売業・飲食業・教育業・美理容業・フィットネス業・クリーニング業・写真撮影業・環境調査分析業・ブライダル業・医療・介護業)の会社設立・出店について、会社設立や出店手続の審査基準を明確化しようとするものである。具体的には、下記の取り組みの「1.」「2.」の作業成果である。

- 1. WT4 の日本側メンバーは、サービス業分野における日本の投資促進の観点から、関係する約束(日越投資協定、日越 EPA、WT0 市場開放コミットメント)とベトナム国内法との関係を整理し、関係機関からの情報提供を得て、規制内容・根拠規定、関係する行政機関を一覧表にまとめる
- 2. WT4 のベトナム側メンバーは、一覧表作成において、サポートを行う
- 3. WT 4 の双方の国のメンバーは、サービス産業 10 分野において、日越で合意した申請 案件のモニタリングを行う。

その後、本解説書では 2018 年からの第 7 フェーズにおいて、小売業、医療・介護業 における法令変更を確認し、反映させている。

上記のとおり、本解説書は2019年3月時点での情報をもとに、日本側メンバーにより取りまとめられたものであり、ベトナム政府が法的に承認したものではないこと、法令や通達により随時状況変化があり得ることに留意しながらご利用いただきたい。

なお、外国投資一般に係る事項については、「ベトナム拠点設立マニュアル」(2018年11月 ジェトロ)

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/ed272f032fec21e9/vn_manual201811.pdf) などをご参照いただきたい。

日越共同イニシアティブ フェーズ 7 サービス産業ワーキングチームリーダー 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ホーチミン事務所長 滝本 浩司

会社設立に必要な証明書。(要事前取得)

許認可や申請が必要な場合の当局、審査基準、該当の根拠法等を記載。

○会社設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、

ベトナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側

過半数・半数以下、のいずれの場合も含む)

金:

小売業

3. 総投資額・資本 | 総投資額 200 億ドン (100 万ドル:1 億円)

企業の資本金 120 億ドン (60 万ドル: 6,000 万

資本金を超える部分は投資家から借入

4. 業態、業種コー ド:

小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の 小売りを除く)

店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を 取り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・ 卸売業者経由で調達。

業種コード:47

 $CPC \supset - F : : 6321, 6322, 6323, 6324, 6325,$

6329, 6310

※ 中央生産物分類 (Central Product

Classification) 国際連合統計部で設定してい

る商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊 外。大通りに面している場所。土地面積は500

平米以上。

6. 店舗形態: 路面の一戸建ての建物として営業。

建物を自社所有または賃借する。

7. 従業員数: 20 名程度

10:00~22:00 8. 営業時間:

9. 実施スケジュー | 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、

ル:

6か月で竣工、その後営業開始。

10. 今後の予定:

都市部に複数店舗展開を希望

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

金額については仮定値であり、本金額と対象業種に関連性はなし。 ※金額については任意に設定可能。

> ベトナムですでに解放されている業種か、WTOで自由化を約束した業種かどうかを確認し、不明な場合 は、管轄当局に相談する。

計画投資局 • 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種に ついて、既に外国投資家による投資が認可されたことがあ り、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載され ている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される (政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

小売施設設立許可書

2店舗目から書面による承認が必要。 工商省

政府議定 23/2007/ND-CP と通達 08/2013/TT-BCT の第7条

事業 (サービス) 分類が CPC コード に該当するか確認する。

設立や事業開始に先駆けて、必要なライセンスや申請先(管轄当局) 等を確認する。

エリアや面積、従業員数、営業時間等については仮定値。諸条件は任意に設定可能。

○会社設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、

ベトナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側

過半数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

総投資額 200 億ドン(100 万ドル:1億円)

金:

企業の資本金 120 億ドン (60 万ドル: 6,000 万

資本金を超える部分は投資家から借入

4. 業態、業種コー | 小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の

小売りを除く)

店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を 取り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・

卸売業者経由で調達。

業種コード:47

CPC コード※: 6321, 6322, 6323, 6324, 6325,

6329, 6310

※中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定してい

る商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊

外。大通りに面している場所。土地面積は500

平米以上。

6. 店舗形態: 路面の一戸建ての建物として営業。

建物を自社所有または賃借する。

7. 従業員: 20 名程度

10:00~22:00 8. 営業時間:

9. 資実施スケジュ 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6 か

ール:

月で竣工、その後営業開始。

10. 今後の予定:

都市部に複数店舗展開を希望

営業を開始するにあたり、管轄当局に許可やライセンス取得が 必要がどうか確認する。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

根拠法令等を確認する。

営業ライセンス (食品衛生安全証明書)

保健局※ 人民委員会

設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資格・ 訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明書を発給 | 政府議定 38/2012/ND-CP する際の条件)

食品衛生安全法 第4章第4節

政府議定 163/2004/ND-CP 14-16 条 (危険度の高い食品を取 り扱う場合)

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。 1日あたり200人分以上を提供する規模は省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

酒類販売ライセンス

商工局 酒類は、アルコール度数 30 度以上を扱う場合は、慎重に審 | 政令 94/2012/ND-CP、第 18 条は酒類販売ライセンス条件 (ク 査。それ以外には特段の審査無し。 オーター制度)

小壳施設設立許可書

工商省 2店舗目から書面による承認が必要。 政府議定 23/2007/ND-CP と通達 08/2013/TT-BCT の第7条

取扱商品によっては個別にライセンスが必要となること がある。また申請先も異なる場合があるので、商品毎の管 轄当局を確認する。

○追加店舗の設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在す る場合も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、 ベトナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側 過半数・半数以下、のいずれの場合も含む)

資額・資本金の増加 額:

3. 申請企業の総投 | 総投資額 200 億ドン (100 万ドル:1 億円) 企業の資本金 120 億ドン (60 万ドル: 6,000 万

資本金を超える部分は投資家から借入

4. 業態、業種コー ド:

小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の 小売りを除く)

店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を 取り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・ 卸売業者経由で調達。

業種コード:47

 $CPC \supset - F : : 6321, 6322, 6323, 6324, 6325,$

6329, 6310

※中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定してい

る商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊 外。大通りに面している場所。土地面積は500

平米以上。

6. 店舗形態: 路面の一戸建ての建物として営業。

建物を自社所有または賃借する。

7. 従業員数: 20 名程度

10:00~22:00 8. 営業時間:

9. 実施スケジュー | 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6 か

ル: 月で竣工、その後営業開始。

10. 今後の予定: 都市部に複数店舗展開を希望

本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2 店目以上)の場合は、IRC の書換えが必要となる。

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、 許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作るこ ととなっている。

工商省 書面による承認が必要。 政府議定 23/2007/ND-CP と通達 08/2013/TT-BCT の第7条

> 多店舗展開(2店目以上)の場合、申請等が必要な場合がある ので確認が必要。

○追加店舗の設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側過半 数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加 額:

総投資額 200 億ドン(100 万ドル:1 億円) 企業の資本金 120 億ドン (60 万ドル: 6,000 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入

4. 業態、業種コー ド:

小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の小売 りを除く)

店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を取 り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・卸売 業者経由で調達。

業種コード:47

CPC $\neg \neg \vdash \mbox{\em \cente} : 6321, 6322, 6323, 6324, 6325,$ 6329, 6310

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。 大通りに面している場所。土地面積は500平米以 担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46条に 従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代 わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

> 多店舗展開(2店目以上)の場合、追加でライセンスや申請などが必要となる場合があ るので確認が必要。

エコノミックニーズテスト (ENT: Economic Needs Test) (※)

出店予定地域の小売店舗数、市場の安定性、人口密度など、 通達 08/2013/TT-BCT

マスタープランとの整合性をみる。 インフラ建設が完了している地域において、500平米以上

の面積で2店舗目以降を出店する場合にはENTが必要。商 業地域に指定されている場合、審査は比較的通過しやすい。

(※). 商品販売業務が許可される外資系企業は、最初の小売店を開設する際は小売店設立手続を行う必要がないが、2店舗目の小売店から は省級の人民委員会の許可(ENT)を受ける必要がある。ENTの審査基準は、出店予定地域の小売店舗数、市場の安定性、人口密度などから なる。省・中央直轄都市による商業マスタープランがあり、インフラ建設が完了している地域において、500平方メートル未満の面積で2店 舗目以降を出店する場合には、ENTの実施は不要。ただし、同商業マスタープランが変更になった場合には、適用されない。 省級人民委員 会は、ENT 評議会を設立し、2 店舗目以降の小売店出店の是非を審査する。同評議会メンバーは人民委員会委員、計画投資局、工商局、その 他関連機関(省級人民委員会委員長より決定)となる。ENT 評議会によって承認された後、工商省の承認を得ることとなる。

営業ライセンス (食品衛生安全証明書)

設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資格・ 保健局※ 訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明書を発給 | 政府議定 38/2012/ND-CP する際の条件)

食品衛生安全法 第4章第4節

政府議定 163/2004/ND-CP 14-16 条 (危険度の高い食品を取 り扱う場合)

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。 1日あたり200人分以上を提供する規模は省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

酒類販売ライセンス

工商局		政令 94/2012/ND-CP、第 18 条は酒類販売ライセンス条件 (ク
	査。それ以外には特段の審査無し。	オーター制度)
小売施設設立許可	書	
工商省	書面による承認が必要。	政府議定 23/2007/ND-CP と通達 08/2013/TT-BCT の第7条

6. 店舗形態: 路面の一戸建ての建物として営業。

建物を自社所有または賃借する。

7. 従業員数: 20 名程度

8. 営業時間: 10:00~22:00

9. 実施スケジュー 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、

ル: 6か月で竣工、その後営業開始。

10. 今後の予定: 都市部に複数店舗展開を希望

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

※各マスタープランについては、公表されていない場合や、そもそも作成されていない場合があるので、都度関係機関に確認する必要がある。

各分野共通

○会社設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

. 出資形態:	新規会社の設立、第一店舗の設立。 日本投資家 100%出資か、ベトナム投資家との 合弁か、合弁のうち日本投資家過半数出資か、 半数以下出資か。	計画投入民委		投資家の財務能力	投資法 33 条 1. d
3	合弁か、合弁のうち日本投資家過半数出資か、				
3					
総投資額·資本		人民委		投資家はこの分野で十分な経験をもっているか。	法令・通達に規定されていない。しかしながら実態として名 査は行われている。
	総投資額がいくらか、うち資本金はいくらか。 I.	計画投	資局・	・小規模案件は厳しく審査。そのため、法人の投資家に比	各分野ごとに資本金下限・外国側出資割合制限が法定されて
Ž :		人民委	員会	べ、個人の投資家は、認可しにくい。	いる場合を除き、このような資本金・投資規模に関する審査は存在しない。しかしながら実態として審査は行われている。審査内容としては、投資家の財務能力・実行能力がプロジェクトの内容に合致しているかを確認するための審査は存在している。
. 業態、業種コー ::	業種、具体的な業態、業種コード。				
. 第一店舗の場	どの地域、どのような場所に立地するか。大通	建築計	画局	大通り沿いの物件、かつ10業種の中では病院、学校、クリ	建築計画局の建築マスタープランとの整合性を確認。
î:	りに面しているか。土地の平米数。			ーニングの場合のみ、交通渋滞対策の観点から審査	
	•	交通局	1	技術インフラマスタープランとの整合性	投資法 33 条 6
	•	人民委	員会	省・市マスタープランとの整合性	投資法 33 条 6
	•	建設局		(ハノイの場合) ・立地に関する合意文書の確認に30日 ・地域の環境、建設案、総面積の確認に25日間 (上記2項目は事前に建設局に相談してもよい) ・立地・建設に係る全ての最終承認に7日	投資法 33 条 6
		環境局	1	環境評価報告書の提出。	特定分野のみ対象となり、その他の分野は不要。政府議定 29/2011/ND-CP に規定。
. 従業員数:	想定される従業員数。				
-	市から土地を借りて建物を建築/購入し自社所 有する場合、商業施設内のスペースを賃借する 場合、民家を賃借する場合、のいずれか				
	営業予定時間は何時から何時までか。				
	着工、竣工、営業開始のスケジュール				
	今後、複数店舗展開を希望するか。				

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。

※外国投資家による M&A の場合、投資登録証明書 (IRC) の取得は不要 (政令 118/2015/ND-CP 号第 46 条 1 項)。条件付き投資分野における買収や買収後の外国投資家、または投資法第 23 条 1 項の外資企業の株式保有比率が 51% 以上となる場合については、別途投資法第 26 条に定められた登録手続が義務付けられている。

※各マスタープランについては、公表されていない場合や、そもそも作成されていない場合があるので、都度関係機関に確認する必要がある。

○会社設立

(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得後、企業登記証明書 (ERC: Enterprise Registration Certificate) 取得および営業開始まで)

(\$25, 32, 4, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12, 12	in objective realization continues,			mterprise Registration Certificate) 取得ねよび呂采開始 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※)	
1. 申請内容:	新規会社の設立、第一店舗の設立。				
2. 出資形態:	日本投資家 100%出資か、ベトナム投資家との合弁か、合弁のうち日本投資家過半数出資か、 半数以下出資か。				
3. 総投資額・資本 金:	総投資額がいくらか、うち資本金はいくらか。				
4. 業態、業種コード:	業種、具体的な業態、業種コード。		天然資源環境 省	環境モニタリング	特定分野のみ対象となる。通達 42/2003/TT-BTNMT に規定。
5. 第一店舗の場 所:	どの地域、どのような場所に立地するか。大通 りに面しているか。土地の平米数。				
6. 店舗形態:	市から土地を借りて建物を建築/購入し自社所		建設許可証		
	有する場合、商業施設内のスペースを賃借する 場合、民家を賃借する場合、のいずれか。		建設局	建物を建設あるいは改装する場合。例えば、Red Line マスタープランに整合すること、労働安全規定、能力のある建設業者であること、など。 (ショッピングモール等の建物の一部を賃借する場合、これら審査は不要)	政府議定 64/2012/NÐ-CP 5, 6, 7 条
			防災許認可証 消防局	申請業種にふさわしい、消防に関する社内規定、消防設備 等用看板、安全技術過程、安全な電気システム、警報設備、	
7. 従業員:	想定される従業員数。			消火設備などを保有すること。	
8. 営業時間:	営業予定時間は何時から何時までか。	—	公安局	営業時間が概ね23時以降にまで及ぶと、騒音対策の観点から審査	政府議定 117/2009/ND-CP 12 条 (具体的な時間は、各地方の法令で規定されている。)
9. 投資実施スケジュール:	着工、竣工、営業開始のスケジュール				
10. 今後の予定:	今後、複数店舗展開を希望するか。				

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。

※外国投資家による M&A の場合、投資登録証明書 (IRC) の取得は不要 (政令 118/2015/ND-CP 号第 46 条 1 項)。条件付き投資分野における買収や買収後の外国投資家、または投資法第 23 条 1 項の外資企業の株式保有比率が 51% 以上となる場合については、別途投資法第 26 条に定められた登録手続が義務付けられている。

※各マスタープランについては、公表されていない場合や、そもそも作成されていない場合があるので、都度関係機関に確認する必要がある。

○追加店舗の設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

			担当当局	本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※)	法的根拠・法律から導かれる帰結
1. 申請内容:	追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合も含む)		計画投資局· 人民委員会	投資家の財務能力	投資法 33 条 1. d
2. 申請企業の出資 形態:	日本投資家 100%出資か、ベトナム投資家との合弁か、合弁のうち日本投資家過半数出資か、 半数以下出資か。		計画投資局・ 人民委員会	投資家はこの分野で十分な経験をもっているか。	法令・通達に規定されていないため、このような審査は存在 しない。
3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加 額:	総投資額・資本金がいくら増加するか。		計画投資局· 人民委員会	・小規模案件は厳しく審査。そのため、法人の投資家に比べ、個人の投資家は、認可しにくい。 ・プロジェクト内容に比して資本金が小さすぎないか	各分野ごとに資本金下限・外国側出資割合制限が法定されている場合を除き、このような資本金・投資規模に関する審査は存在しない。
4. 業態、業種コード:	業種、具体的な業態、業種コード。				
5. 投資プロジェク トの場所:	どの地域、どのような場所に立地するか。大通 りに面しているか。土地の平米数。		建築計画局	大通り沿いの物件、かつ10業種の中では病院、学校、クリーニング場合のみ、交通渋滞対策の観点から審査	建築計画局の建築マスタープランとの整合性を確認。
			交通局	技術インフラマスタープランとの整合性	投資法 33 条 6
			人民委員会	省・市マスタープランとの整合性	投資法 33 条 6
6. 店舗形態:	市から土地を借りて建物を建築/購入し自社所 有する場合、商業施設内のスペースを賃借する 場合、民家を賃借する場合、のいずれか。		建設局	建物を建築/購入し自社所有する場合、建設マスタープランとの整合性	投資法 33 条 6
	MIN PUNCERIE / WMIN OF / NON O		環境局		投資法 33 条 6
7. 従業員数:	想定される従業員数。			 	.
8. 営業時間:	営業予定時間は何時から何時までか。				
9. 実施スケジュー ル:	着工、竣工、営業開始のスケジュール				
10. 今後の予定:	今後、複数店舗展開を希望するか。				

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。

※外国投資家による M&A の結果、投資登録証明書(IRC)を取得しないまま外資企業(投資法第 23 条 1 項に該当するもの)となった会社が追加店舗の設立を行う場合には、新たに IRC の取得が必要。外国投資家による M&A があった場合でも、IRC を取得しないまま投資法第 23 条 1 項に該当しない会社(例えば、外国投資家の出資比率が 49%である会社)が追加店舗の設立を行う場合には、IRC の取得・変更は必要ない。

※各マスタープランについては、公表されていない場合や、そもそも作成されていない場合があるので、都度関係機関に確認する必要がある。

○追加店舗の設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換え後、営業開始まで)

	TRO · INVESTMENT REGISTRATION	担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結
1. 申請內容:	追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合も含む)	追加店舗を支店(企業法 45 条 1 項)の形式で設立する場合、同法 46 条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点 (企業法 45 条 2 項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。
2. 申請企業の出資 形態:	日本投資家 100%出資か、ベトナム投資家との合弁か、合弁のうち日本投資家過半数出資か、 半数以下出資か。	
3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加 額:	総投資額がいくらか、うち資本金はいくらか。	
4. 業態、業種コード:	業種、具体的な業態、業種コード。	
5. 投資プロジェクトの場所:	どの地域、どのような場所に立地するか。大通 りに面しているか。土地の平米数。	
6. 店舗形態:	市から土地を借りて建物を建築/購入し自社所有する場合、商業施設内のスペースを賃借する場合、民家を賃借する場合、のいずれか。	建設計可証 建設局 建設局 建設局 建設局 建設局 建設局 建設局 建設
7. 従業員数:	想定される従業員数。	HJVRVIII-8 C EVN H / S C C
8. 営業時間:	営業予定時間は何時から何時までか。	公安局 営業時間が概ね23時以降にまで及ぶと、騒音対策の観点か 政府議定117/2009/ND-CP 12条 ら審査 (具体的な時間は、各地方の法令で規定されている。)
9. 実施スケジュー ル:	着工、竣工、営業開始のスケジュール	
10. 今後の予定:	今後、複数店舗展開を希望するか。	

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。

※各マスタープランについては、公表されていない場合や、そもそも作成されていない場合があるので、都度関係機関に確認する必要がある。

小売業

○会社設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側過半

数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資 | 総投資額 200 億ドン (100 万ドル:1 億円)

本金:

企業の資本金 120 億ドン (60 万ドル: 6,000 万円)

資本金を超える部分は投資家から借入

ード:

4. 業態、業種コ / 小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の小売 りを除く)

> 店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を取 り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・卸売 業者経由で調達。

業種コード:47

CPC コード※: 6321, 6322, 6323, 6324, 6325, 6329, 6310

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 第一店舗の

場所及び店舗形

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。 大通りに面している場所。土地面積は500平米以

熊:

6. 店舗形態: 路面の一戸建ての建物として営業。

建物を自社所有する。

7. 従業員数:

20 名程度

8. 営業時間:

10:00~22:00

9. スケジュー

投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6か月

都市部に複数店舗展開を希望

10. 今後の予

定:

ル:

で竣工、その後営業開始。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種に ついて、既に外国投資家による投資が許可されたことがあ り、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載され ている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される (政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

小売施設設立許可書

工商省	小売施設設立許可書の申請時に、施設住所、財務計画等に	政府議定 09/2018/NÐ-CP 号
	関し、小売施設の設立条件の充足が確認される。	
	<留意点>	
	・1 店舗目の設立住所が本店と同一の省、中央直轄都市に	
	ある場合、企業が同時に営業許可書と1店舗目の設立許可	
	書の申請が可能である。	
	・2 店舗目以降の設立の場合、500 m ² 以下の面積かつ特定商	
	業施設内で設立され、コンビニエンスストアおよびスーパ	
	ー以外の場合を除き、ENT の申請が必要となる。	

(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificata)取得および営業開始まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側過半

数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額·資

| 総投資額 200 億ドン(100 万ドル:1 億円)

本金:

企業の資本金 120 億ドン (60 万ドル: 6,000 万円)

資本金を超える部分は投資家から借入

ード:

4. 業態、業種コ 小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の小売 りを除く)

> 店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を取 り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・卸売 業者経由で調達。

業種コード:47

CPC ⊐ − 下※: 6321, 6322, 6323, 6324, 6325,

6329, 6310

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の

場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。

大通りに面している場所。土地面積は500平米以

路面の一戸建ての建物として営業。 6. 店舗形態:

建物を自社所有する。

7. 従業員: 20 名程度

8. 営業時間: 10:00~22:00

9. 投資実施ス

投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、6か月

ケジュール:

で竣工、その後営業開始。

10. 今後の予

都市部に複数店舗展開を希望

定:

営業ライセンス (食品衛生安全証明書)

設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資格・ 保健局※ TTLT 13/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT 人民委員会 訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明書を発給 する際の条件)

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。 1日あたり200人分以上を提供する規模は省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

酒類販売ライセンス

商工局	酒類は、アルコール度数30度以上を扱う場合は、慎重に審	政府議定 105/2017/ND-CP105/2017/ND-CP25 条 1. c 項
	査。それ以外には特段の審査無し。	

	小元施設設立計可	<u> </u>	
	工商省	小売施設設立許可書の申請時に、施設住所、財務計画等に	政府議定 09/2018/ND-CP 号
_		関し、小売施設の設立条件の充足が確認される。	
		<留意点>	
		・1 店舗目の設立住所が本店と同一の省、中央直轄都市に	
		ある場合、企業が同時に営業許可書と1店舗目の設立許可	
		書の申請が可能である。	
		・2 店舗目以降の設立の場合、500 ㎡以下の面積かつ特定商	
		業施設内で設立され、コンビニエンスストアおよびスーパ	
		ー以外の場合を除き、ENT の申請が必要となる。	

○追加店舗の設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容:	追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合も含む)	
2. 申請企業の 出資形態:	日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベトナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側過半数・半数以下、のいずれの場合も含む)	
3. 申請企業の 総投資額・資本 金の増加額	総投資額 200 億ドン(100 万ドル:1億円) 企業の資本金 120 億ドン(60 万ドル:6,000 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入	
4. 業態、業種コード:	小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の小売りを除く) 店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を取り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・卸売業者経由で調達。 業種コード:47 CPC コード※:6321,6322,6323,6324,6325,6329,6310 ※ 中央生産物分類 (Central Product Classification)国際連合統計部で設定している商品分類。	
 投資プロジェクトの場所: 店舗形態: 従業員数: 営業時間: 実施スケジュール: 今後の予 	ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。 大通りに面している場所。土地面積は 500 平米以上。 路面の一戸建ての建物として営業。 建物を自社所有する。 20 名程度 10:00~22:00 投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、6 か月で竣工、その後営業開始。 都市部に複数店舗展開を希望	
定: ※ここでは、形式	 的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたっ [*]	т

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局・ 人民委員会 現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種に ついて、既に外国投資家による投資が許可されたことがあ り、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載され ている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される (政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることとなっている。

工商省	小売施設設立許可書の申請時に、施設住所、財務計画等に	政府議定 09/2018/ND-CP 号
	関し、小売施設の設立条件の充足が確認される。	
	<留意点>	
	・1 店舗目の設立住所が本店と同一の省、中央直轄都市に	
	ある場合、企業が同時に営業許可書と1店舗目の設立許可	
	書の申請が可能である。	
	・2 店舗目以降の設立の場合、500 ㎡以下の面積かつ特定商	
	業施設内で設立され、コンビニエンスストアおよびスーパ	
	ー以外の場合を除き、ENT の申請が必要となる。	

○追加店舗の設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む)

2. 申請企業の 出資形態:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム投資家との合弁か、合弁のうち日本側過半 数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の 総投資額 • 資本 金の増加額:

総投資額 200 億ドン (100 万ドル:1億円) 企業の資本金 120 億ドン (60 万ドル: 6,000 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入

ード:

4. 業態、業種コ | 小売業。(二輪車、四輪車、その他の乗り物の小売 りを除く)

> 店内では、食品全般、日用品、アパレル製品を取 り扱う。国内品・輸入品の両方を輸入業者・卸売 業者経由で調達。

業種コード:47

CPC $\neg - | \rangle \times : 6321$, 6322, 6323, 6324, 6325, 6329, 6310

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 投資プロジ ェクトの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。 大通りに面している場所。土地面積は500平米以 担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46条に 従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代 わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

エコノミックニーズテスト (ENT: Economic Needs Test) (※)

人民委員会 出店予定地域の小売店舗数、市場の安定性、人口密度など、 通達 08/2013/TT-BCT マスタープランとの整合性をみる。 インフラ建設が完了している地域において、500平米以上 の面積で2店舗目以降を出店する場合にはENTが必要。商 業地域に指定されている場合、審査は比較的通過しやすい。

(※). 商品販売業務が許可される外資系企業は、最初の小売店を開設する際は小売店設立手続を行う必要がないが、2店舗目の小売店から は省級の人民委員会の許可(ENT)を受ける必要がある。ENTの審査基準は、出店予定地域の小売店舗数、市場の安定性、人口密度などから なる。省・中央直轄都市による商業マスタープランがあり、インフラ建設が完了している地域において、500平方メートル未満の面積で2店 舗目以降を出店する場合には、ENTの実施は不要。ただし、同商業マスタープランが変更になった場合には、適用されない。 省級人民委員 会は、ENT 評議会を設立し、2 店舗目以降の小売店出店の是非を審査する。同評議会メンバーは人民委員会委員、計画投資局、工商局、その 他関連機関(省級人民委員会委員長より決定)となる。ENT 評議会によって承認された後、工商省の承認を得ることとなる。

営業ライヤンス (食品衛生安全証明書)

	1/1/2 1 1 1	(大田市工人工皿/1日/	
	保健局※	設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資格・	TTLT 13/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT
		訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明書を発給	
Ч		する際の条件)	

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。 1日あたり200人分以上を提供する規模は省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

<u>酒類販売ライセンス</u>	. c 項
小売施設設立許可書 工商省 小売施設設立許可書の申請時に、施設住所、財務計画等に 政府議定 09/2018/NÐ-CP 号 関し、小売施設の設立条件の充足が確認される。 <留意点> ・1 店舗目の設立住所が本店と同一の省、中央直轄都市に ある場合、企業が同時に営業許可書と 1 店舗目の設立許可 書の申請が可能である。 ・2 店舗目以降の設立の場合、500 ㎡以下の面積かつ特定商業施設内で設立され、コンビニエンスストアおよびスーパー以外の場合を除き、ENT の申請が必要となる。	

6. 店舗形態: 路面の一戸建ての建物として営業。

建物を自社所有する。

7. 従業員数: 20 名程度

8. 営業時間: 10:00~22:00

9. 実施スケジ 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6 か月

ュール: で竣工、その後営業開始。

10. 今後の予 都市部に複数店舗展開を希望

定:

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。

※各マスタープランについては、公表されていない場合や、そもそも作成されていない場合があるので、都度関係機関に確認する必要がある。

飲食業

○飲食業ケース1 会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。 2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・ 半数以下、のいずれの場合も含む) 3. 総投資額・資 | 総投資額 30 億ドン (15 万ドル: 1,500 万円)。 本金: 企業の資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円)。 資本金を超える部分は投資家から借入。 4. 業態、業種コ | 飲食店。店内での飲食・持帰り・配達に対応。 ード: 使用食材は、水産物、食肉、野菜・果物、乳製品、 酒類。国内品・輸入品の両方を、輸入業者・卸業 者経由で調達。 業種コード: 5610, 5630 CPC コード※ : 6421, 6423, 6431, 6429 ※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。 5. 第一店舗の ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面し 場所: ている場所。土地面積は300平米以下。 6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物 のうち 1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使 用。 20 人以下。 7. 従業員数: 8. 営業時間: 昼 $(11:00\sim14:00)$ · 夜 $(17:00\sim25:00)$ 9. 実施スケジ 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、3か月 ュール: で竣工、その後営業開始 10. 今後の予 今後、都市部に複数店舗展開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局 • 人民委員会

2015年1月から市場開放されており、計画投資局(DPI: Department of Planning and Investment) は上部機関に相 談する必要はない。

環境資源局 ●200 平米以下の場合:環境対策計画の登録なし。

●200 平米以上の場合:環境対策計画の登録が必要。計画 の内容は原材料の使用量、環境に対する液体・気体・個体 の廃棄物からの影響、環境に対するその他の影響、対策、 環境監視計画と環境コミット。

政府議定 18/2015/ND-CP 第 18 条、第 19 条 通達 27/2015/TT-BTNMT 第 VI 章 (環境対策計画登録と雛形に ついて)

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

定:

○飲食業ケース1 会社設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資 │ 総投資額 30 億ドン (15 万ドル: 1,500 万円)。

本金:

企業の資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円)。

資本金を超える部分は投資家から借入。

ード:

4. 業態、業種コー飲食店。店内での飲食・持帰り・配達に対応。 使用食材は、水産物、食肉、野菜・果物、乳製品、

酒類。国内品・輸入品の両方を、輸入業者・卸業

者経由で調達。

業種コード: 5610, 5630

CPC コード※: 6421, 6423, 6431, 6429

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の 場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面し

ている場所。土地面積は300平米以下。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物

のうち1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使

7. 従業員数: 20 人以下。

昼 (11:00~14:00)・夜 (17:00~25:00) 8. 営業時間:

9. 実施スケジ

投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、3 か月

ュール:

で竣工、その後営業開始

10. 今後の予

今後、都市部に複数店舗展開を希望。

定:

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

営業ライセンス (食品衛生安全証明書)

保健局※

設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資格・

訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明書を発給 する際の条件)

食品衛生安全法 第4章第4節

政府議定 38/2012/ND-CP

政府議定 163/2004/ND-CP 14-16 条 (危険度の高い食品を取 扱う場合)

保健省通達 15/2012/TT-BYT と 30/2012/TT-BYT (飲食店の食 品安全衛生条件);

保健省通達 27/2012/TT-BYT (添加物使用について)

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。

1日あたり200人分以上を提供する規模は省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

酒類販売ライセンス

工商局 査。それ以外には特段の審査無し。

酒類は、アルコール度数 30 度以上を扱う場合は、慎重に審 | 政令 94/2012/ND-CP、第 18 条は酒類販売ライセンス条件 (ク

オーター制度)

○飲食業ケース2 追加店舗設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む) 2. 申請企業の 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ 出資形態: トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・ 半数以下、のいずれの場合も含む) 3. 申請企業の 総投資額30億ドン(15万ドル:1,500万円)。 総投資額 • 資本 企業の資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円)。 金の増加額: 資本金を超える部分は投資家から借入。 4. 業態、業種コ | 飲食店。店内での飲食・持帰り・配達に対応。 ード: 使用食材は、水産物、食肉、野菜・果物、乳製品、 酒類。国内品・輸入品の両方を、輸入業者・卸業 者経由で調達。 業種コード: 5610, 5630 CPC コード※: 6421, 6423, 6431, 6429 ※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。 5. 投資プロジ ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面し ェクトの場所: ている場所。土地面積は300平米以下。 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物 6. 店舗形態: のうち1~2階を店舗、3~4階を事務所として使 用。 7. 従業員数: 20 人以下。 8. 営業時間: 昼 (11:00~14:00)・夜 (17:00~25:00) 9. 実施スケジ 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、3か月 ュール: で竣工、その後営業開始

今後、都市部に複数店舗展開を希望。

本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局 • 人民委員会

2015年1月から市場開放されており、計画投資局(DPI: Department of Planning and Investment) は上部機関に相 談する必要はない。

環境資源局

●200 平米以下の場合:環境対策計画の登録なし。

●200 平米以上の場合:環境対策計画の登録が必要。計画 の内容は原材料の使用量、環境に対する液体・気体・個体 の廃棄物からの影響、環境に対するその他の影響、対策、 環境監視計画と環境コミット。

政府議定 18/2015/ND-CP 第 18 条、第 19 条 通達 27/2015/TT-BTNMT 第 VI 章 (環境対策計画登録と雛形に ついて)

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

10. 今後の予

定:

○飲食業ケース2 追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む)

2. 申請企業の 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ 出資形態: トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の 総投資額 • 資本 金の増加額:

総投資額30億ドン(15万ドル:1,500万円)。 企業の資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円)。 資本金を超える部分は投資家から借入。

ード:

4. 業態、業種コー飲食店。店内での飲食・持帰り・配達に対応。 使用食材は、水産物、食肉、野菜・果物、乳製品、 酒類。国内品・輸入品の両方を、輸入業者・卸業 者経由で調達。

業種コード: 5610, 5630

CPC コード※: 6421, 6423, 6431, 6429

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 投資プロジ ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面し ェクトの場所: ている場所。土地面積は300平米以下。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物

のうち1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使

用。

7. 従業員数: 20 人以下。

昼 (11:00~14:00)・夜 (17:00~25:00) 8. 営業時間:

9. 実施スケジ

投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、3か月

ュール: で竣工、その後営業開始

10. 今後の予

今後、都市部に複数店舗展開を希望。

定:

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46条に 従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代 わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

営業ライセンス (食品衛生安全証明書)

日来710·7·(民間用工艺工厂)		
保健局※	設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資格・	食品衛生安全法 第4章第4節
	訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明書を発給	政府議定 38/2012/ND-CP
	する際の条件)	政府議定 163/2004/ND-CP 14-16 条 (危険度の高い食品を取
		り扱う場合)
		保健省通達 15/2012/TT-BYT と 30/2012/TT-BYT (飲食店の食
		品安全衛生条件);
		保健省通達 27/2012/TT-BYT (添加物使用について)

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。 1日あたり200人分以上を提供する規模は省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

酒類販売ライセンス

工商局	酒類は、アルコール度数30度以上を扱う場合は、慎重に審	政令 94/2012/ND-CP、第 18 条は酒類販売ライセンス条件 (ク
	査。それ以外には特段の審査無し。	オーター制度)

教育業

○教育業ケース A-1 学習塾・会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

金:

総投資額 24 億ドン(12 万ドル: 1,200 万円)。企 業の資本金14億ドン(7万ドル:700万円)。

資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

学習塾。小学生・中学生向け。学校での授業外の 時間帯に、生徒の基礎学力を引き上げるため、5 ~20 名程度を一教室として授業を開催。授業日は

平日・週末を問わない。科目は英語と数学。使用

言語はベトナム語。

業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地 区。大通りに面しており、小学校・中学校に近い

場所。土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4階建て

建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として使

用。

7. 従業員数: 30 人程度。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

建物の工期は1~2か月

9. 実施スケジュー

ル:

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

4.5. 6. 9.

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に 対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業 種について、既に外国投資家による投資が認可されたこ とがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータルに 記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、

許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式(=ポジティブリスト方式)で自由化約束表を作る こととなっている。

(特別条件) 教育訓練局

照会)

(投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見 ・ 当該教育機関の具体的な計画

・資本条件(1400万ドン/生徒数。生徒数はピーク 時の人数)、建物・設備の条件、カリキュラム・プ ログラム内容、ベトナム人学生比率、教員条件、 学校名等

• 事前実現可能性調査

・土地賃借契約または仮契約の存在

政府議定 73/2012/ND-CP 33 条

政府議定 73/2012/ND-CP 28~35 条、政令 124/2014/ND-CP

政府議定 73/2012/ND-CP 32 条

政府議定 73/2012/ND-CP 32 条

○教育業ケース A-1 学習塾・会社設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC:Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

金

業の資本金14億ドン(7万ドル:700万円)。

資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー

学習塾。小学生・中学生向け。学校での授業外の 時間帯に、生徒の基礎学力を引き上げるため、5 ~20 名程度を一教室として授業を開催。授業日は 平日・週末を問わない。科目は英語と数学。使用 言語はベトナム語。

業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地 区。大通りに面しており、小学校・中学校に近い

場所。土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4階建て 建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として使

7. 従業員数: 30 人程度。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

建物の工期は1~2か月

9. 実施スケジュー

ル:

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

総投資額24億ドン(12万ドル:1,200万円)。企

学校設立ライセンス

4.5. 6. 9.

(特別条件)

教育訓練局 (投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が

教育訓練省に意見

照会)

- 詳細プロジェクト
- 土地確保ができること
- 財政能力証明書
- ・ 学校組織をつくるための各段階ごとの計画(建

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

物・設備、カリキュラム・プログラム内容、 教員条件等の詳細説明。)

政府議定 73/2012/ND-CP 36~37 条



営業ライセンス(学校設立ライセンス取得後2年以内に申請)

(特別条件) 教育訓練局 (投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見

照会)

- ・学校あるいは分校の組織が完全に独立しているこ | 政府議定 73/2012/ND-CP 46~47 条
- 合法的な校内ルールができていること
- ・資本、建物、設備、カリキュラム、教員について の条件を満たすこと
- ・各教育分野の条件(教員の個別分野資格等)を満 たすこと

○教育業ケース A-2 学習塾・追加教室設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場

合も含む)

2. 申請企業の出資 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ 形態: トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 総投資額 24 億ドン (12 万ドル: 1,200 万円)。企 資額・資本金の増加 業の資本金 14 億ドン (7 万ドル: 700 万円)。 額: 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コード:

学習塾。小学生・中学生向け。学校での授業外の時間帯に、生徒の基礎学力を引き上げるため、5~20名程度を一教室として授業を開催。授業日は平日・週末を問わない。科目は英語と数学。使用言語はベトナム語。

業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地区 大通りに面しており、小学校・中学校に近い場所。

土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4 階建て

建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として使

用。

7. 従業員数: 30 人程度。

8. 営業時間: 10:00~21:00

9. 実施スケジュ 建物の工期は1~2か月

ール:

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局· 人民委員会 現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される(政令118/2015/ND-CP 号第10条2項(e))。

| 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式(=ポジティブリスト方式)で自由化約束表を作る

こととなっている。

4.5. 6. 9.

(特別条件) 教育訓練局 (投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見

照会)

・ 当該教育機関の具体的な計画

・資本条件(1,400万ドン/生徒数。生徒数はピーク時の人数)、建物・設備の条件、カリキュラム・プログラム内容、ベトナム人学生比率、教員条件、学校名等

• 事前実現可能性調査

・土地賃借契約または仮契約の存在

政府議定 73/2012/ND-CP 33 条

政府議定 73/2012/ND-CP 28~35 条、政令 124/2014/ND-CP

政府議定 73/2012/ND-CP 32 条 政府議定 73/2012/ND-CP 32 条

○教育業ケース A-2 学習塾・追加教室設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場

合も含む)

2. 申請企業の出資 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加 額:

形熊:

総投資額24億ドン(12万ドル:1,200万円)。企 | 業の資本金 14 億ドン (7 万ドル: 700 万円)。

ド:

資本金を超える部分は投資家から借入。 4. 業態、業種コー | 学習塾。小学生・中学生向け。学校での授業外の

> 時間帯に、生徒の基礎学力を引き上げるため、5 ~20 名程度を一教室として授業を開催。授業日は 平日・週末を問わない。科目は英語と数学。使用

言語はベトナム語。 業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地区 大通りに面しており、小学校・中学校に近い場所。

土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4階建て

建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として使

用。

7. 従業員数: 30 人程度。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

建物の工期は1~2か月

ル:

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46 条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要とな るが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

学校設立ライセンス

4.5. 6. 9.

(特別条件) 教育訓練局

(投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見 照会)

- 詳細プロジェクト
- 土地確保ができること
- 財政能力証明書
- ・学校組織をつくるための各段階ごとの計画(建物・設 備、カリキュラム・プログラム内容、教員条件等の詳細 説明。)

政府議定 73/2012/ND-CP 36~37 条

営業ライセンス (学校設立ライセンス取得後2年以内に申請)

4.5. 6. 9.

(特別条件) 教育訓練局 (投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見 照会)

- ・学校あるいは分校の組織が完全に独立していること
- 合法的な校内ルールができていること
- ・資本、建物、設備、カリキュラム、教員についての条 件を満たすこと
- ・各教育分野の条件(教員の個別分野資格等)を満たす こと

政府議定 73/2012/ND-CP 46~47 条

○教育業ケース B-1 日本語学校・会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本金 | 総投資額24億ドン(12万ドル: 1,200万円)。企 業の資本金14億ドン(7万ドル:700万円)。 資本金を超える部分は投資家から借入。

ド:

4. 業態、業種コー 日本語教育の教育機関。主な対象は、企業で働く 4. ベトナム人(日系企業スタッフ、マネージャー、 エンジニアなど)。生徒の日本語力を引き上げるた め、1~10 名程度を一教室として授業を開催。授 業日は平日・週末を問わない。

業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の場所:

ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地区 大通りに面しており、小学校・中学校に近い場所。

土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4階建て 建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として使

用。

7. 従業員数:

30 人程度。

8. 営業時間:

 $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

建物の工期は1~2か月

ル:

10. 今後の予定:

今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されてい る業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、 慎重に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、 当該業種について、既に外国投資家による投資が認可 されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家 ポータルに記載されている場合には、上部機関への相 談は不要で、許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第 10条2項(e))。

4.5. 6. 9.

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作るこ ととなっている。

(特別条件) 教育訓練局 (投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見 照会)

・当該教育機関の具体的な計画

・資本条件(1400万ドン/生徒数。生徒数はピーク時 の人数)、建物・設備の条件、カリキュラム・プロ グラム内容、ベトナム人学生比率、教員条件、学校 名等

• 事前実現可能性調査

・土地賃借契約または仮契約の存在

政府議定 73/2012/ND-CP 33 条

政府議定 73/2012/ND-CP 28~35 条、政令 124/2014/ND-CP

政府議定 73/2012/ND-CP 32 条 政府議定 73/2012/ND-CP 32 条

○教育業ケース B-1 日本語学校・会社設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得後、企業登記証明書 (ERC: Enterprise Registration Certificate) 取得および営業開始まで

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、

ベトナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半

数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本金: | 総投資額24億ドン(12万ドル: 1,200万円)。

企業の資本金14億ドン(7万ドル:700万円)。

資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コード: 日本語教育の教育機関。主な対象は、企業で働く

ベトナム人(日系企業スタッフ、マネージャー、エンジニアなど)。生徒の日本語力を引き上げるため、1~10名程度を一教室として授業を開催。

授業日は平日・週末を問わない。

業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification)国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の場所: ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地

区大通りに面しており、小学校・中学校に近い場

所。土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4階建て

建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として

使用。

7. 従業員数: 30 人程度。

8. 営業時間: 10:00~21:00

9. 実施スケジュール: 建物の工期は1~2か月

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

学校設立ライセンス

(特別条件) 教育訓練局

照会)

照会)

4.5. 6. 9.

4.5. 6. 9.

(投資法上の条件 付分野であるため、教育訓練局が 教育訓練省に意見

- 詳細プロジェクト
- ・土地確保ができること
- · 財政能力証明書
- ・学校組織をつくるための各段階ごとの計画(建物・設備、カリキュラム・プログラム内容、 教員条件等の詳細説明。)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

政府議定 73/2012/ND-CP 36~37 条

<u>営業ライセンス(学校設立ライセンス取得後2年以内に申請)</u>
(特別条件) ・学校あるいは分校の組織が完全に独立しているこ 政府議定 73/2012/ND−CP 46~47 条

教育訓練局 (投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見

- 合法的な校内ルールができていること
- ・資本、建物、設備、カリキュラム、教員について の条件を満たすこと
- ・各教育分野の条件(教員の個別分野資格等)を満たすこと

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

Copyright(C) 2019 JETRO. All rights reserved.

24

○教育業ケース B-2 日本語学校・追加店舗設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場

合も含む)

2. 申請企業の出資形

態:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベトナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投資額・資本金の増加額:

総投資額 24 億ドン (12 万ドル: 1,200 万円) → 30 億ドン (15 万ドル: 1500 万円) に増加。

企業の資本金 14 億ドン (7 万ドル: 700 万円) → 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円) に増加。総投資額の増加分は、増資のほか、投資家 (親会社) から借入。

4. 業態、業種コード:

日本語教育の教育機関。主な対象は、企業で働く ベトナム人(日系企業スタッフ、マネージャー、 エンジニアなど)。生徒の日本語力を引き上げるた め、1~10 名程度を一教室として授業を開催。授 業日は平日・週末を問わない。

業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェクト

ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地区 大通りに面しており、小学校・中学校に近い場所。 土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態:

の場所:

商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4階建て 建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として使 用。

7. 従業員数:

30 人程度。

8. 営業時間:

10. 今後の予定:

10:00~21:00

9. 実施スケジュール:

今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

建物の工期は1~2か月

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局· 人民委員会 現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

4.5. 6. 9.

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式(=ポジティブリスト方式)で自由化約束表を作ることとなっている。

(特別条件) 教育訓練局 (投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見

照会)

- ・当該教育機関の具体的な計画
- ・資本条件(1400万ドン/生徒数。生徒数はピーク時の人数)、建物・設備の条件、カリキュラム・プログラム内容、ベトナム人学生比率、教員条件等
- 事前実現可能性調査
- ・土地賃借契約または仮契約の存在

政府議定 73/2012/ND-CP 33 条

政府議定 73/2012/ND-CP 28~35 条、政令

124/2014/NÐ-CP

政府議定 73/2012/ND-CP 32 条 政府議定 73/2012/ND-CP 32 条

○教育業ケース B-2 日本語学校・追加教室設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場

合も含む)

2. 申請企業の出資形

熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投資 額・資本金の増加額:

総投資額 24 億ドン (12 万ドル: 1,200 万円) → 30 億ドン(15 万ドル: 1500 万円)に増加。

企業の資本金 14 億ドン (7 万ドル: 700 万円) → 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円) に増加。総投資 額の増加分は、増資のほか、投資家(親会社)か ら借入。

4. 業態、業種コード:

日本語教育の教育機関。主な対象は、企業で働く ベトナム人(日系企業スタッフ、マネージャー、 エンジニアなど)。生徒の日本語力を引き上げるた め、1~10 名程度を一教室として授業を開催。授 業日は平日・週末を問わない。

業種コード:8559

CPC コード※: 9290, 9240

※中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 投資プロジェクト の場所:

ハノイおよびホーチミン市のうち人口の多い地区 大通りに面しており、小学校・中学校に近い場所。 土地面積は300平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設内ではなく、民家を賃借賃借。4階建て 建物のうち1~3階を教室、4階を事務所として使

7. 従業員数:

30 人程度。

8. 営業時間:

 $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュール:

建物の工期は1~2か月

10. 今後の予定:

今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法 46条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要 となるが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

学校設立ライセンス

4.5. 6. 9.

(特別条件) 教育訓練局

(投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見 照会)

詳細プロジェクト

土地確保ができること

• 財政能力証明書

・学校組織をつくるための各段階ごとの計画(建 物・設備、カリキュラム・プログラム内容、 教員条件等の詳細説明。)

政府議定 73/2012/ND-CP 36~37 条

営業ライセンス(学校設立ライセンス取得後2年以内に申請)

4.5. 6. 9.

(特別条件) 教育訓練局

(投資法上の条件 付分野であるた め、教育訓練局が 教育訓練省に意見 照会)

・学校あるいは分校の組織が完全に独立しているこ | 政府議定 73/2012/ND-CP 46~47 条

- 合法的な校内ルールができていること
- ・資本、建物、設備、カリキュラム、教員について の条件を満たすこと
- ・各教育分野の条件(教員の個別分野資格等)を満 たすこと

美理容業

○美理容業ケース A-1 美理容・会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト

ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

金:

総投資額 20 億ドン (10 万ドル: 1000 万円)。企業の

資本金12億ドン(6万ドル:600万円)

資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

女性・男性向けに、散髪・整髪・化粧を行う。髪・顔 の容姿を整えるものであり、その過程で簡易なマッサ

ージを伴うものの、施術台で行うような本格的なマッ

業種コード:9631

サージは無い。

CPC コード※: 9702

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

る場所。土地面積は100~150平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう

ち1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20~30名。

8. 営業時間: $10:00\sim20:00$

9. 実施スケジュー 投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、2 か月

ル: 後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を

希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局 • 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されてい る業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、 慎重に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、 当該業種について、既に外国投資家による投資が認可 されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家 ポータルに記載されている場合には、上部機関への相 談は不要で、許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第

10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式(=ポジティブリスト方式)で自由化約束表を作る こととなっている。

○美理容業ケース A-1 美理容・会社設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC:Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト

ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本 | 総投資額 20 億ドン (10 万ドル: 1000 万円)。企業の

金:

資本金12億ドン(6万ドル:600万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

女性・男性向けに、散髪・整髪・化粧を行う。髪・顔 の容姿を整えるものであり、その過程で簡易なマッサ

ージを伴うものの、施術台で行うような本格的なマッ

サージは無い。

業種コード:9631

CPC コード※: 9702

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

所:

る場所。土地面積は100~150平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう

ち1~2階を店舗、3~4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20~30名。

8. 営業時間: $10:00\sim 20:00$

9. 実施スケジュー

ル:

投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、2 か月

後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を

○美理容業ケース A-2 美理容・追加店舗設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合 も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以 下、のいずれの場合も含む)

額:

3. 申請企業の総投 | 総投資額20億ドン(10万ドル:1000万円)。企業の 資額・資本金の増加 資本金 12 億ドン (6 万ドル: 600 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

女性・男性向けに、散髪・整髪・化粧を行う。髪・顔 の容姿を整えるものであり、その過程で簡易なマッサ ージを伴うものの、施術台で行うような本格的なマッ サージは無い。

業種コード:9631 CPC コード※: 9702

※中央生産物分類(Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい る場所。土地面積は100~150平米。

6. 店舗形態:

商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう ち1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使用。

7. 従業員数:

20~30名。

8. 営業時間:

ル:

 $10:00\sim 20:00$

9. 実施スケジュー

投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、2 か月 後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定:

今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を

希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局 • 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、 許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作る こととなっている。

○美理容業ケース A-2 美理容・追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合 も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以 下、のいずれの場合も含む)

額:

3. 申請企業の総投 | 総投資額20億ドン(10万ドル:1000万円)。企業の 資額・資本金の増加 資本金 12 億ドン (6 万ドル: 600 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

女性・男性向けに、散髪・整髪・化粧を行う。髪・顔 の容姿を整えるものであり、その過程で簡易なマッサ ージを伴うものの、施術台で行うような本格的なマッ サージは無い。

業種コード:9631 CPC コード※: 9702

※中央生産物分類(Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい る場所。土地面積は100~150平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう ち1~2階を店舗、3~4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20~30名。

8. 営業時間: $10:00\sim20:00$

9. 実施スケジュー ル:

投資登録証明書(IRC)取得後、すぐに着工、2か月 後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定:

今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を 希望。

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46 条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要と

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

なるが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

○美理容業ケース B-1 エステ・会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本 | 総投資額 30 億ドン (15 万ドル: 1500 万円)。企業の

金: 資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円)

資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

女性向けエステ。女性の美容向上、体型・肌の改善、 老齢防止、ストレス発散のため、パック、化粧、マッ

サージ、毛抜き等を行う。

業種コード:9610

CPC コード※: 97029

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

る。土地面積は200~300平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう

ち1~2階を店舗、3~4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20~30名。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、2か月

ル:

後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定:

今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「**モデルケース**」として記載している。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、 許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式(=ポジティブリスト方式)で自由化約束表を作る こととなっている。

○美理容業ケース B-1 エステ・会社設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト

ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本 | 総投資額 30 億ドン (15 万ドル: 1500 万円)。企業の

金:

ド:

資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー

女性向けエステ。女性の美容向上、体型・肌の改善、 老齢防止、ストレス発散のため、パック、化粧、マッ

サージ、毛抜き等を行う。 業種コード:9610

CPC コード※: 97029

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

る。土地面積は200~300平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう

ち1~2階を店舗、3~4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20~30名。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

ル:

投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、2 か月

後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を

希望。

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

営業ライセンス

社会秩序管理 警察局

1. 投資登録証明書 (IRC) で登録した業種、2. オーナー の履歴書、3. 消防証明書(各分野共通のもの)、4. 犯罪 行為に使用されないこと (透明ブース、衣類条件等)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

公安省通達 33/2010/TT-BCA 4条、6.2条 (中の設備の条

○美理容業ケース B-2 エステ・追加店舗設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合 も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以 下、のいずれの場合も含む)

額:

3. 申請企業の総投 | 総投資額30億ドン(15万ドル: 1500万円)。企業の 資額・資本金の増加 資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

女性向けエステ。女性の美容向上、体型・肌の改善、 老齢防止、ストレス発散のため、パック、化粧、マッ サージ、毛抜き等を行う。

業種コード:9610 CPC コード※: 97029

※中央生産物分類(Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい る。土地面積は200~300平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう ち1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20~30名。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

ル:

9. 実施スケジュー 投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、2か月 後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を

希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、 許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作る こととなっている。

○美理容業ケース B-2 エステ・追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合 も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以 下、のいずれの場合も含む)

額:

3. 申請企業の総投 | 総投資額30億ドン(15万ドル: 1500万円)。企業の 資額·資本金の増加 資本金 18 億ドン (9 万ドル: 900 万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー ド:

女性向けエステ。女性の美容向上、体型・肌の改善、 老齢防止、ストレス発散のため、パック、化粧、マッ サージ、毛抜き等を行う。

業種コード:9610 CPC コード※: 97029

※中央生産物分類(Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい る。土地面積は200~300 平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物のう ち1~2階を店舗、3~4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20~30名。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー ル:

投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、2 か月 後に竣工、その後すぐに営業開始

10. 今後の予定: 今後、ハノイ市内・ホーチミン市内に複数店舗展開を 担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46 条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要と なるが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

営業ライセンス

社会秩序管理 警察局

1. 投資登録証明書 (IRC) で登録した業種、2. オーナー の履歴書、3. 消防証明書(各分野共通のもの)、4. 犯罪 行為に使用されないこと (透明ブース、衣類条件等)

公安省通達 33/2010/TT-BCA 4条、6.2条 (中の設備の条

フィットネス業

○フィットネス業ケース1 会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半

数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額·資本

総投資額 600 億ドン (300 万ドル:3 億円)

金:

企業の資本金 400 億ドン (200 万ドル: 2 億円)。資

本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コード:

スポーツジム・プール等の施設において、体の鍛錬、 運動不足の解消、ストレス発散のために、客が、運

動機器使用・水泳等を、個人で楽しんだり、あるい はレッスンにより学ぶ。浴室とサウナを併設。

業種コード:9311、8551

CPC コード※: 9641

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商

品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面している場所。土地面積は2,000平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設に併設されているわけではなく、路面の一

戸建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数:

50 人程度。

8. 営業時間:

ル:

 $10:00\sim 22:00$

9. 実施スケジュー

投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、6か月で

竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定:

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開

を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局· 人民委員会 現時点でWTO(※)約束表において市場開放されている業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される(政令118/2015/ND-CP 号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることとなっている。

○フィットネス業ケース1 会社設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半

数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

総投資額 600 億ドン (300 万ドル: 3 億円)

金:

企業の資本金 400 億ドン (200 万ドル: 2 億円)。資

本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コード:

スポーツジム・プール等の施設において、体の鍛錬、 運動不足の解消、ストレス発散のために、客が、運

動機器使用・水泳等を、個人で楽しんだり、あるい はレッスンにより学ぶ。浴室とサウナを併設。

業種コード:9311、8551

CPC コード※: 9641

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面している場所。土地面積は2,000平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設に併設されているわけではなく、路面の一 戸建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数:

50 人程度。

8. 営業時間:

 $10:00\sim 22:00$

営業ライセンス

文化スポーツ 観光局

• 適切な人材を雇用しているか

・必要な施設・インフラをもっているか

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

基本条件:体育体操法 (No. 77/2006/QH11) の 55 条と通達 05/2007/TT-UBTDTT と通達 08/2011/TT-BVHTTDL。

各分野の条件:

・空手道クラブ:09/2013/TT-BVHTTDL

・柔道:11/2012/TT-BVHTTDL

・ジムセンター: 16/2010/TT-BVHTTDL

・エステチック:16/2011/ TT-BVHTTDL

・サッカー: 12/2012/ TT-BVHTTDL

• 卓球: 13/2012/TT-BVHTTDL

・スポーツダンス: 03/2011/TT-BVHTTDL

・社交ダンス:01/2011/TT-BVHTTDL

· 水泳: 02/2011/TT-BVHTTDL

・ボクシング: 20/2011/TT-BVHTTDL

・バドミントン: 14/2012/TT-BVHTTDL

・テコンドー: 21/2011/TT-BVHTTDL

・ビリヤード: 15/2010/TT-BVHTTDL

・ワーターモーター: 17/2010/TT-BVHTTDL

・テニス:15/2011/TT-BVHTTDL

・バラチュート: 19/2011/TT-BVHTTDL

・スケートロール: 16/2012/TT-BVHTTDL

・スポーツ拳銃:06/2013/TTLT-BVHTTDL-BCAと

06/2014/TT-BVHTTDL

9. 実施スケジュー 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6 か月でル: 竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定: 今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開を希望。

○フィットネス業ケース2 追加店舗設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半 数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加 額:

総投資額 600 億ドン(300 万ドル:3 億円) 企業の資本金 400 億ドン (200 万ドル: 2 億円)。資 本金を超える部分は投資家から借入。

ド;

4. 業態、業種コー スポーツジム・プール等の施設において、体の鍛錬、 運動不足の解消、ストレス発散のために、客が、運 動機器使用・水泳等を、個人で楽しんだり、あるい はレッスンにより学ぶ。浴室とサウナを併設。

> 業種コード:9311、8551 CPC コード※: 9641

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商 品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面して いる場所。土地面積は2,000平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設に併設されているわけではなく、路面の一 戸建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数:

50 人程度。

8. 営業時間:

 $10:00\sim 22:00$

9. 実施スケジュー 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6 か月で 竣工、その1か月後に営業開始

ル:

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開

10. 今後の予定:

を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、 許可される(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作るこ ととなっている。

○フィットネス業ケース2 追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合も含む)

2. 申請企業の出資形態:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベトナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加額:

総投資額 600 億ドン (300 万ドル: 3 億円) 企業の資本金 400 億ドン (200 万ドル: 2 億円)。資 本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コード:

スポーツジム・プール等の施設において、体の鍛錬、 運動不足の解消、ストレス発散のために、客が、運 動機器使用・水泳等を、個人で楽しんだり、あるい はレッスンにより学ぶ。浴室とサウナを併設。

業種コード:9311、8551 CPC コード※:9641

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

投資プロジェクトの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面している場所。土地面積は2,000平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設に併設されているわけではなく、路面の一 戸建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数:

50 人程度。

8. 営業時間:

 $10:00\sim 22:00$

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開 (2 店目以上) の場合は、IRC の書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法 45 条 1 項) の形式で設立する場合、同法 46 条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法 45 条 2 項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

営業ライセンス

文化スポーツ 観光局

- ・適切な人材を雇用しているか
- ・必要な施設・インフラをもっているか。面積(60 平米 以上)条件あり。

基本条件:体育体操法 (No. 77/2006/QH11) の 55 条と通達 05/2007/TT-UBTDTT と通達 08/2011/TT-BVHTTDL。

各分野の条件:

- ・空手道クラブ:09/2013/TT-BVHTTDL
- 柔道: 11/2012/TT-BVHTTDL
- ・ジムセンター:16/2010/TT-BVHTTDL
- ・エステチック:16/2011/ TT-BVHTTDL
- ・サッカー: 12/2012/ TT-BVHTTDL
- 卓球: 13/2012/TT-BVHTTDL
- ・スポーツダンス:03/2011/TT-BVHTTDL
- ・社交ダンス:01/2011/TT-BVHTTDL
- · 水泳: 02/2011/TT-BVHTTDL
- ・ボクシング: 20/2011/TT-BVHTTDL
- ・バドミントン: 14/2012/TT-BVHTTDL
- ・テコンドー: 21/2011/TT-BVHTTDL
- ・ビリヤード: 15/2010/TT-BVHTTDL
- ・ワーターモーター: 17/2010/TT-BVHTTDL
- ・テニス: 15/2011/TT-BVHTTDL
- ・バラチュート: 19/2011/TT-BVHTTDL
- ・スケートロール: 16/2012/TT-BVHTTDL
- ・スポーツ拳銃:06/2013/TTLT-BVHTTDL-BCA と

06/2014/TT-BVHTTDL

9. 実施スケジュー 投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6 か月で ル: 竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定: 今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開

を希望。

クリーニング業

○クリーニング業 会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗および工場の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベトナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半

数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

金:

* 総投資額40億ドン(20万ドル:2,000万円)。 企業の資本金24億ドン(12万ドル:1,200万円)。 資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コード:

消費者が大事にする衣類(パーティ着、仕事着、その他大事な衣類)を店舗で集配し、工場においてドライクリーニング・アイロンかけ・糊付け等により上質な状態に洗濯し、店舗で消費者に引き渡すサービス。集配店舗および洗濯を行う工場を設立する。 外国人・ベトナム人の両方向けサービス。

業種コード:9620

CPC コード※: 97011, 97012, 97013, 97014 ※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

≪店舗≫

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。大通りに面している場所。土地面積は30平米程度。

≪工場≫

ハノイおよびホーチミン市中心部以外の場所。大通りに面していない。土地面積は1,000 平米程度(工場・事務所をあわせた広さ)。

6. 店舗形態:

集配店舗、工場・事務所

7. 従業員数:

40 人程度。

8. 営業時間:

 $7:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、6 カ月

レ: で竣工、その後1カ月で

10. 今後の予定:

ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開を希

望

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局· 人民委員会 現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される(政令118/2015/ND-CP 号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式(=ポジティブリスト方式)で自由化約束表を作ることとなっている。

環境資源局

年间5万個以上の製品を処理する場合、 「東現影響評価報告書の提出が必要。

年間 5 万個以上の製品を処理する場合、環境影響評価 政府議定 29/2011/ND-CP 付録 2「染色業界」等

○クリーニング業 会社設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC:Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗および工場の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半

数以下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本 総投資額

: | 総投資額 40 億ドン(20 万ドル: 2000 万円)。

企業の資本金24億ドン(12万ドル:1200万円)。

次十人と切らて如八は机次字よと供す

資本金を超える部分は投資家から借入。

4. 業態、業種コー

金

消費者が大事にする衣類(パーティ着、仕事着、その他大事な衣類)を店舗で集配し、工場においてドライクリーニング・アイロンかけ・糊付け等により上質な状態に洗濯し、店舗で消費者に引き渡すサービス。集配店舗および洗濯を行う工場を設立する。 外国人・ベトナム人の両方向けサービス。

業種コード:9620

CPC コード※: 97011, 97012, 97013, 97014

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商

品分類。

5. 第一店舗の場

所:

≪店舗≫ ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。大

通りに面している場所。土地面積は30平米程度。

≪工場≫

ハノイおよびホーチミン市中心部以外の場所。大通りに面していない。土地面積は1,000平米程度(エ

場・事務所をあわせた広さ)。

6. 店舗形態:

集配店舗、工場・事務所

7. 従業員数:

40 人程度。

8. 営業時間:

ル:

 $7:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、6カ月

で竣工、その後1カ月で営業開始

10. 今後の予定:

ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開を希

望

○追加店舗の設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立(本社が他の省・市に所在する場合

も含む)。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半

数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投

総投資額4億ドン(2万ドル:200万円)。

資額・資本金の増加

額:

企業の資本金 2.4 億ドン (1.2 万ドル:120 万円)。

資本金を超える部分は投資家から借入。

ド:

4. 業態、業種コー 消費者が大事にする衣類 (パーティ着、仕事着、そ の他大事な衣類)を店舗で集配し、工場においてド ライクリーニング・アイロンかけ・糊付け等により 上質な状態に洗濯し、店舗で消費者に引き渡すサー ビス。集配店舗および洗濯を行う工場を設立する。 外国人・ベトナム人の両方向けサービス。

業種コード:9620

CPC コード※: 97011, 97012, 97013, 97014

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商

品分類。

5. 投資プロジェク

≪店舗≫

トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部もしくは郊外。大 通りに面している場所。土地面積は30平米程度。

6. 店舗形態: 集配店舗。

7. 従業員数: 5人程度。

8. 営業時間: 7:00~21:00

9. 実施スケジュー 投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、6カ月

で竣工、その後1カ月で営業開始

ル:

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

写真撮影業

○写真撮影業ケース 1 会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金:

3. 総投資額・資 | 総投資額 20 億ドン (10 万ドル: 1,000 万円)。企 業の資本金 12 億ドン (6 万ドル: 600 万円)

資本金を超える部分は投資家から借入。

ード:

4. 業態、業種コ 店舗での写真撮影、記念アルバムづくり。必要な 4. 衣装はその場で貸し出す。不特定多数者への広告

> 目的ではなく、特定の客のためにサービス提供す る。

業種コード:7420

87509

※ 中央生産物分類 (Central Product

Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の 場所:

ハノイおよびホーチミン市中心地。大通りに面し

ている。土地面積は300~350平米。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物

のうち 1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使

用。

7. 従業員数: 10 人以下。

8. 営業時間: $10:00\sim 21:00$

9. 実施スケジ

(投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、3か

ュール:

月で竣工、その後1か月後に営業開始

10. 今後の予

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定:

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種に ついて、既に外国投資家による投資が認可されたことがあ り、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載され ている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される

(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

○写真撮影業ケース1 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金:

3. 総投資額・資 | 総投資額 20 億ドン (10 万ドル: 1,000 万円)。企 業の資本金12億ドン(6万ドル:600万円)

資本金を超える部分は投資家から借入。

ード:

4. 業態、業種コ 店舗での写真撮影、記念アルバムづくり。必要な 衣装はその場で貸し出す。不特定多数者への広告

目的ではなく、特定の客のためにサービス提供す

る。

業種コード:7420

CPC コード※:87501, 87503, 87504, 87505, 87507,

87509

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の

場所:

ハノイおよびホーチミン市中心地。大通りに面し

ている。土地面積は300~350平米。

6. 店舗形態:

商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物

のうち1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使

用。

7. 従業員数:

10 人以下。

8. 営業時間:

 $10:00\sim 21:00$

9. 実施スケジ

(投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、3か

ュール:

月で竣工、その後1か月後に営業開始

10. 今後の予

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定:

開を希望。

○写真撮影業ケース 2 追加店舗設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する 場合も含む)

2. 申請企業の 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・ 半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の 総投資額•資本

金の増加額:

出資形態:

総投資額20億ドン(10万ドル:1,000万円)。企 業の資本金12億ドン(6万ドル:600万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

ード:

4. 業態、業種コ 店舗での写真撮影、記念アルバムづくり。必要な ▲ 衣装はその場で貸し出す。不特定多数者への広告 目的ではなく、特定の客のためにサービス提供す

業種コード:7420

CPC コード※:87501, 87503, 87504, 87505, 87507, 87509

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 投資プロジ ハノイおよびホーチミン市中心地。大通りに面し ェクトの場所: ている。土地面積は300~350平米。

6. 店舗形態:

商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物 のうち1~2 階を店舗、3~4 階を事務所として使 用。

7. 従業員数: 10 人以下。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジ

10. 今後の予

(投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、3 か 月で竣工、その後1か月後に営業開始

ュール:

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定:

開を希望。

本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局•	現時点で WTO (※) 約束表において市場開放されている業	
人民委員会	種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対	
	応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種に	
	ついて、既に外国投資家による投資が認可されたことがあ	
	り、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載され	
	ている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される	
	(政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))。	

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

○写真撮影業ケース2 追加店舗設立(投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する 場合も含む)

2. 申請企業の 出資形態:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・ 半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の 総投資額 • 資本 金の増加額:

総投資額20億ドン(10万ドル:1,000万円)。企 業の資本金12億ドン (6万ドル: 600万円) 資本金を超える部分は投資家から借入。

一ド:

4. 業態、業種コー店舗での写真撮影、記念アルバムづくり。必要な 衣装はその場で貸し出す。不特定多数者への広告 目的ではなく、特定の客のためにサービス提供す

業種コード:7420

87509

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 投資プロジ ェクトの場所: ハノイおよびホーチミン市中心地。大通りに面し ている。土地面積は300~350平米。

6. 店舗形態:

商業施設内ではなく、民家を賃借。4階建て建物 のうち1~2階を店舗、3~4階を事務所として使 用。

7. 従業員数:

10 人以下。

8. 営業時間:

 $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジ

(投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、3か 月で竣工、その後1か月後に営業開始

ュール:

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

10. 今後の予 定:

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46条に 従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代 わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

医療・介護業

○医療介護業ケース A-1 クリニック・会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金:

3. 総投資額・資 | 総投資額 300 億ドン (150 万ドル: 1.5 億円)。企 業の資本金140億ドン(70万ドル:7,000万円)。 資本金を超える部分は投資家(親会社)から借入。

4. 業態、業種コ ード:

一般家庭医学(プライマリーケア)を行うクリニ ック。内科、外科、小児科、婦人科 耳鼻科、口

腔科を含む。大病院と提携予定。

検査機器は、以下を使用。(血液生化学機器 (肝 機能・血糖・腎機能など)、一般 X 線撮影 心電図 検査機器、便・尿検査機器 視力・聴力検査機器、

胃内視鏡カメラ 超音波検査機器、

血液算定検査器)

業種コード:8620 CPC コード※: 9312

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の

場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。面積は 300~ |

400 平米。

6. 店舗形態: 路面ではなく、商業施設やアパートの中に立地。

7. 従業員数:

10~20 人。

8. 営業時間:

24 時間

9. 実施スケジ

(投資登録証明書(IRC)取得後、すぐに着工、4

か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

10. 今後の予

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定:

ュール:

開を希望。

本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局 • 人民委員会

担当当局

クリニックに適用される最低資本金は200万ドル(2億円)、 病院は2,000万ドル(20億円)。これを下回るため、認め られない。

計画投資局・ 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関(労働社会保険局)に相談せざるを得ない。 但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認 可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポ ータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不 要で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式(=ポジティブリスト方式)で自由化約束表を作ることと なっている。

保健局

が必要となる。

営業ライセンス取得の為、施設設備および人材条件の充足 | 政府議定 155/2018/ND-CP 11 条 4、5、7 項

○医療介護業ケース A-1 クリニック・会社設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金:

3. 総投資額・資 | 総投資額 300 億ドン (150 万ドル: 1.5 億円)。企 業の資本金 140 億ドン (70 万ドル: 7,000 万円)。 資本金を超える部分は投資家(親会社)から借入。

ード:

4. 業態、業種コ | 一般家庭医学(プライマリーケア)を行うクリニ ック。内科、外科、小児科、婦人科 耳鼻科、口

腔科を含む。大病院と提携予定。

検査機器は、以下を使用。(血液生化学機器 (肝 機能・血糖・腎機能など)、一般 X 線撮影 心電図 検査機器、便・尿検査機器 視力・聴力検査機器、 胃内視鏡カメラ 超音波検査機器、

血液算定検査器)

業種コード:8620

CPC コード※: 9312

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の

場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。面積は300~

400 平米。

6. 店舗形態: 路面ではなく、商業施設やアパートの中に立地。

7. 従業員数: 10~20 人。

8. 営業時間: 24 時間

9. 実施スケジ ュール:

(投資登録証明書(IRC)取得後、すぐに着工、4

か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

10. 今後の予

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定:

開を希望。

営業ライセンス (組織条件)

(特別条件) 保健局※ (投資法上の 条件付分野で あるため、保健

局が保健省に

意見照会)

1. 建物・設備条件、2. スタッフの資格・訓練、3. 専門担当 | 保健省通達 41/2011/TT-BYT 23~35 条 者条件、4. (病院の場合のみ) 社内ルール・活動計画

政府議定 155/2018/ND-CP 11 条 4、5、7 項

※クリニックの場合は保健局。病院の場合は保健省。

営業ライセンス(従業員条件)

保健省

1. 専門証明書、2. 専門経験証明書、3. 健康証明書、4. 法律 │ 保健省通達 41/2011/TT-BYT 5~6 条 制裁機関ではないこと、5. 個人履歴書(人民委員会の承認 があるもの)、6. (外国人の場合) ベトナム語能力あるいは 通訳者の言語能力証明書

○医療介護業ケース A-2 クリニック・追加店舗設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む) 2. 申請企業の 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ 出資形態: トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・ 半数以下、のいずれの場合も含む) 3. 申請企業の 総投資額 300 億ドン (150 万ドル:1.5 億円)。企 業の資本金140億ドン(70万ドル:7,000万円)。 総投資額 • 資本 金の増加額: 資本金を超える部分は投資家 (親会社) から借入。 4. 業態、業種コー般家庭医学(プライマリーケア)を行うクリニー ード: ック。内科、外科、小児科、婦人科 耳鼻科、口 腔科を含む。大病院と提携予定。 検査機器は、以下を使用。(血液生化学機器 (肝 機能・血糖・腎機能など)、一般 X 線撮影 心電図 検査機器、便・尿検査機器 視力・聴力検査機器、 胃内視鏡カメラ 超音波検査機器、 血液算定検査器) 業種コード:8620 CPC コード※: 9312 ※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。 ハノイおよびホーチミンン市中心部。面積は300 5. 投資プロジ ~400 平米。 ェクトの場所: 6. 店舗形態: 路面ではなく、商業施設やアパートの中に立地。 7. 従業員数: 10~20人。 8. 営業時間: 24 時間 9. 実施スケジ (投資登録証明書(IRC)取得後、すぐに着工、4

か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局・ クリニックに適用される最低資本金は200万ドル(2億円)、 人民委員会 病院は 2,000 万ドル (20 億円)。これを下回るため、認め られない。

計画投資局• 現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 人民委員会 応し、上部機関(労働社会保険局)に相談せざるを得ない。 但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認 可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポ ータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不

要で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

保健局 営業ライセンス取得の為、施設設備および人材条件の充足 政府議定 155/2018/ND-CP 11 条 4、5、7 項 が必要となる。

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

開を希望。

ュール:

定:

10. 今後の予

○医療介護業ケース A-2 クリニック・追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む)

2. 申請企業の

出資形態:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・ 半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の 総投資額 • 資本 金の増加額:

総投資額 300 億ドン (150 万ドル:1.5 億円)。企 業の資本金140億ドン(70万ドル:7,000万円)。 資本金を超える部分は投資家 (親会社) から借入。

ード:

4. 業態、業種コー般家庭医学(プライマリーケア)を行うクリニ ック。内科、外科、小児科、婦人科 耳鼻科、口 腔科を含む。大病院と提携予定。

> 検査機器は、以下を使用。(血液生化学機器 (肝 機能・血糖・腎機能など)、一般 X 線撮影 心電図 検査機器、便・尿検査機器 視力・聴力検査機器、 胃内視鏡カメラ 超音波検査機器、

血液算定検査器)

業種コード:8620

CPC コード※: 9312

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している 商品分類。

5. 投資プロジ ェクトの場所: ハノイおよびホーチミン市中心部。面積は300~ 400 平米。

6. 店舗形態:

路面ではなく、商業施設やアパートの中に立地。

7. 従業員数:

10~20 人。

8. 営業時間:

24 時間

9. 実施スケジ ュール:

(投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、4

10. 今後の予

定:

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展 開を希望。

か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法46条に 従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代 わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

営業ライセンス(組織条件)

(特別条件)	1. 建物・設備条件、2. スタッフの資格・訓練、3. 専門担当	保健省通達 41/2011/TT-BYT 23~35 条
保健局※	者条件、4. (病院の場合のみ) 社内ルール・活動計画	政府議定 155/2018/ND-CP 11 条 4、5、7 項
(投資法上の		
条件付分野で		
あるため、保健		
局が保健省に		
意見照会)		

※クリニックの場合は保健局。病院の場合は保健省。

| 営業ライセンス(従業員条件)

保健省	1. 専門証明書、2. 専門経験証明書、3. 健康証明書、4. 法律	保健省通達 41/2011/TT-BYT	5~6条
	制裁機関ではないこと、5.個人履歴書(人民委員会の承認		
	があるもの)、6. (外国人の場合) ベトナム語能力あるいは		
	通訳者の言語能力証明書		

○医療介護業ケース B-1 老人介護・会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金

3. 総投資額・資 | 総投資額60億ドン (30万ドル:3,000万円)。企 業の資本金30億ドン(15万ドル:1,500万円)。 資本金を超える部分は投資家(親会社)から借入。

ード:

4. 業態、業種コ | 介護サービス (施設介護・訪問介護)。老齢のため 生活に支障をきたしつつある老人に対して、生活 援助 (買い物、調理、掃除、洗濯等の援助)、身体 介護(食事、入浴、排泄、おむつ交換、体位変換 等)を行う。施設において老人に住んでもらうサ ービスのほか、毎日施設に通ってもらうサービス、 介護職員が老人の自宅へ訪問するサービスも行

業種コード: 87302, 87109, 88103

CPC コード※: 93311, 93323

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の

場所:

ハノイおよびホーチミン市。大通りに面しない。

土地面積は500平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、路面。建物を所有

7. 従業員数:

20 人程度。

8. 営業時間:

 $10:00\sim 20:00$

9. 実施スケジ

ュール:

(投資登録証明書(IRC)取得後、すぐに着工、6

か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

10. 今後の予

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定:

開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関(労働社会保険局)に相談せざるを得ない。 但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認 可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポ ータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不 要で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。

※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

○医療介護業ケース B-1 老人介護・会社設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金

3. 総投資額・資 | 総投資額60億ドン(30万ドル:3,000万円)。企 業の資本金30億ドン(15万ドル:1,500万円)。 資本金を超える部分は投資家(親会社)から借入。

ード:

4. 業態、業種コ | 介護サービス (施設介護・訪問介護)。老齢のため 生活に支障をきたしつつある老人に対して、生活 援助 (買い物、調理、掃除、洗濯等の援助)、身体 介護(食事、入浴、排泄、おむつ交換、体位変換 等)を行う。施設において老人に住んでもらうサ ービスのほか、毎日施設に通ってもらうサービス、 介護職員が老人の自宅へ訪問するサービスも行 う。

業種コード:87302,87109,88103

CPC コード※: 93311, 93323

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 第一店舗の

場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面し

ない。土地面積は500平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、路面。建物を所有。

7. 従業員数: 20 人程度。

8. 営業時間: $10:00\sim20:00$

(投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、6

ュール: か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

10. 今後の予

9. 実施スケジ

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定: 開を希望。

○医療介護業ケース B-2 老人介護・追加店舗設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む)

2. 申請企業の 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ 出資形態: トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の 総投資額 • 資本 金の増加額

総投資額60億ドン(30万ドル:3,000万円)。企 業の資本金30億ドン(15万ドル:1,500万円)。 資本金を超える部分は投資家 (親会社) から借入。

ード:

4. 業態、業種コ 介護サービス (施設介護・訪問介護)。老齢のため 生活に支障をきたしつつある老人に対して、生活 援助 (買い物、調理、掃除、洗濯等の援助)、身体 介護(食事、入浴、排泄、おむつ交換、体位変換 等)を行う。施設において老人に住んでもらうサ ービスのほか、毎日施設に通ってもらうサービス、 介護職員が老人の自宅へ訪問するサービスも行

業種コード:87302,87109,88103

CPC コード※: 93311, 93323

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

(投資登録証明書(IRC)取得後、すぐに着工、6

商品分類。

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面し 5. 投資プロジ

ない。土地面積は500平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、路面。建物を所有。

7. 従業員数: 20 人程度。

ェクトの場所:

9. 実施スケジ

8. 営業時間: $10:00\sim20:00$

ュール:

か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

10. 今後の予 今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展

定: 開を希望。 担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関(労働社会保険局)に相談せざるを得ない。 但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認 可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポ ータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不 要で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

○医療介護業ケース B-2 老人介護・追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場 合も含む) 2. 申請企業の 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

総投資額60億ドン(30万ドル:3,000万円)。企 総投資額•資本 業の資本金30億ドン(15万ドル:1,500万円)。

4. 業態、業種コー介護サービス(施設介護・訪問介護)。老齢のため 生活に支障をきたしつつある老人に対して、生活 援助 (買い物、調理、掃除、洗濯等の援助)、身体 介護(食事、入浴、排泄、おむつ交換、体位変換 等)を行う。施設において老人に住んでもらうサ ービスのほか、毎日施設に通ってもらうサービス、

介護職員が老人の自宅へ訪問するサービスも行

資本金を超える部分は投資家 (親会社) から借入。

CPC コード※: 93311, 93323

商品分類。

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面し 5. 投資プロジ ない。土地面積は500平米程度。

商業施設内ではなく、路面。建物を所有。

20 人程度。

 $10:00\sim 20:00$

9. 実施スケジ (投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、6 ュール: か月後に竣工、その後1カ月で営業開始

今後、ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展 定: 開を希望。

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。 ※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

Copyright(C) 2019 JETRO. All rights reserved.

1. 申請内容:

出資形態:

3. 申請企業の

金の増加額

ード:

業種コード: 87302, 87109, 88103

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

ェクトの場所:

6. 店舗形態:

7. 従業員数:

8. 営業時間:

10. 今後の予

ブライダル業

○ブライダル業ケース A-1 式場自社所有・会社設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト

ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

総投資額 800 億ドン (400 万ドル: 4 億円)

金:

ド:

企業の資本金 500 億ドン (250 万ドル: 2.5 億円)。資 本金を超える部分は投資家からの借入による。

4. 業態、業種コー

結婚式イベントの催事。結婚式の挙式·パーティにつ | いて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出 し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パ ーティの催事、飲食サービス、写真撮影サービス。式

場を自社所有する。

業種コード:9633,5621,7420,7729

CPC コード※: 9709, 6421, 87501, 87503, 87504,

87505, 87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

る場所。土地面積は2,000平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設に併設されているわけではなく、路面の一戸

建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数:

50 人程度。

8. 営業時間:

ル:

 $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

(投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、6か月

で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定: ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要 で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作る こととなっている。

○ブライダル業ケース A-1 式場自社所有・会社設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC:Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト

ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本

総投資額 800 億ドン(400 万ドル:4億円)

金:

企業の資本金 500 億ドン (250 万ドル: 2.5 億円)。資 本金を超える部分は投資家からの借入による。

4. 業態、業種コー ド:

結婚式イベントの催事。結婚式の挙式・パーティにつ いて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出 し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パ

ーティの催事、飲食サービス、写真撮影サービス。式

場を自社所有する。

業種コード:9633,5621,7420,7729

CPC コード※: 9709, 6421, 87501, 87503, 87504,

87505, 87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

る場所。土地面積は2,000平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設に併設されているわけではなく、路面の一戸

建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数: 50 人程度。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー (投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、6 か月

ル: で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定: ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開を希望。

営業ライセンス(食品衛生安全証明書)

保健局※

設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資 格・訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明 書を発給する際の条件)

食品衛生安全法 第4章第4節 政府議定 38/2012/ND-CP

政府議定 163/2004/ND-CP 14-16 条(危険度の高い食品

を取り扱う場合)

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。 1日あたり客数が200人以上であれば省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

酒類販売ライセンス

工商局 に審査。それ以外には特段の審査無し。

酒類は、アルコール度数 30 度以上を扱う場合は、慎重 | 政令 94/2012/ND-CP、第 18 条は酒類販売ライセンス条件 (クオーター制度)

○ブライダル業ケース A-2 式場自社所有・追加店舗設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合 も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以 下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加 額:

総投資額 800 億ドン(400 万ドル:4 億円) 企業の資本金 500 億ドン (250 万ドル: 2.5 億円)。資 本金を超える部分は投資家からの借入による。

ド:

4. 業態、業種コー 結婚式イベントの催事。結婚式の挙式・パーティにつ 4. いて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出 し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パ ーティの催事、飲食サービス、写真撮影サービス。式 場を自社所有する。

業種コード:9633,5621,7420,7729

CPC \exists - $\mbox{\displies}$: 9709, 6421, 87501, 87503, 87504,

87505, 87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい る場所。土地面積は2,000平米程度。

6. 店舗形態:

商業施設に併設されているわけではなく、路面の一戸 建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数:

50 人程度。

8. 営業時間:

ル:

 $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

(投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、6か月

で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定: | ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点で WTO 約束表(※) において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要 で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作る こととなっている。

○ブライダル業ケース A-2 式場自社所有・追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合 も含む)

2. 申請企業の出資形態:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベトナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加額:

総投資額800億ドン(400万ドル:4億円) 企業の資本金500億ドン(250万ドル:2.5億円)。資本金を超える部分は投資家からの借入による。

4. 業態、業種コード:

結婚式イベントの催事。結婚式の挙式・パーティについて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パーティの催事、飲食サービス、写真撮影サービス。式場を自社所有する。

業種コード:9633,5621,7420,7729

CPC コード※: 9709, 6421, 87501, 87503, 87504,

87505, 87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェクトの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面している場所。土地面積は2,000 平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設に併設されているわけではなく、路面の一戸

建ての建物として営業。建物を自社所有する。

7. 従業員数: 50 人程度。

8. 営業時間: 10:00~21:00

9. 実施スケジュー

ル:

(投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、6か月

で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定: ハノイおよびホーチミン市内に複数店舗展開を希望。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法 45条1項)の形式で設立する場合、同法 46条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法 45条2項)として設置する場合、この手続は不要となるが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33条)を行う必要がある。

営業ライセンス (食品衛生安全証明書)

保健局※ 設備、給排水、廃棄物処理、ゴミ処理、スタッフの資 食品衛生格・訓練が適切かどうか(これらは食品衛生安全証明 政府議定書を発給する際の条件) 政府議定

食品衛生安全法 第4章第4節 政府議定38/2012/ND-CP 政府議定163/2004/ND-CP 14-16条(危険度の高い食品 を取り扱う場合)

※健康食品、食品添加物、加工済輸入食品、食品包装を取り扱う場合、保健省。それ以外は保健局。 1日あたり客数が200人以上であれば省レベル、それ以下であれば県・区レベル。

酒類販売ライセンス

工商局	酒類は、アルコール度数 30 度以上を扱う場合は、慎重	政令 94/2012/ND-CP、第 18 条は酒類販売ライセンス条件
	に審査。それ以外には特段の審査無し。	(クオーター制度)

○ブライダル業ケース B-1 式場自社所有無し・会社設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本 | 総投資額 300 億ドン (150 万ドル: 1.5 億円)

金:

企業の資本金 200 億ドン (100 万ドル:1 億円)。資本 金を超える部分は投資家からの借入による。

4. 業態、業種コー ド:

結婚式イベントの催事。結婚式の挙式·パーティにつ < いて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出 し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パ ーティの催事、写真撮影サービス。式場を自社所有せ ず、式場と提携してサービス提供(飲食サービスは式 場が提供)。

業種コード:9633,7420、7729

CPC コード※: 9709, 87501, 87503, 87504, 87505,

87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

る場所。土地面積は500平米程度。

6. 店舗形態:

所:

商業施設内ではなく、民家を賃貸。4階建て建物のう ち1~3階を店舗、4階を事務所として使用。

7. 従業員数:

20 人以下。

8. 営業時間:

 $10:00\sim21:00$

9. 実施スケジュー

(投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、2か月

で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定:

ル:

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている 業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重 に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該 業種について、既に外国投資家による投資が認可された ことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータル に記載されている場合には、上部機関への相談は不要 で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作る こととなっている。

○ブライダル業ケース B-1 式場自社所有無し・会社設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

1. 申請内容: 会社の設立、第一店舗の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト

ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 総投資額・資本 | 総投資額 300 億ドン (150 万ドル: 1.5 億円)

金:

企業の資本金 200 億ドン (100 万ドル:1 億円)。資本

金を超える部分は投資家からの借入による。

4. 業態、業種コー ド:

結婚式イベントの催事。結婚式の挙式・パーティにつ いて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出

し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パ ーティの催事、写真撮影サービス。式場を自社所有せ ず、式場と提携してサービス提供(飲食サービスは式

場が提供)。

業種コード:9633,7420、7729

CPC コード※: 9709, 87501, 87503, 87504, 87505,

87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 第一店舗の場

所:

ル:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい

る場所。土地面積は500平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃貸。4階建て建物のう

ち1~3階を店舗、4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20 人以下。

8. 営業時間: 10:00~21:00

9. 実施スケジュー

(投資登録証明書(IRC)取得後すぐに着工、2か月

で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定:

○ブライダル業ケース B-2 式場自社所有無し・追加店舗設立 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換えまで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合

も含む)

2. 申請企業の出資 日本投資家の出資割合を問わない (100%出資、ベト 形態: ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以

下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 総投資額 300 億ドン (150 万ドル: 1.5 億円) 資額・資本金の増加 企業の資本金 200 億ドン (100 万ドル: 1 億円)。資本 額: 金を超える部分は投資家からの借入による。

4. 業態、業種コード:

結婚式イベントの催事。結婚式の挙式・パーティについて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パーティの催事、写真撮影サービス。式場を自社所有せず、式場と提携してサービス提供(飲食サービスは式場が提供)。

業種コード:9633,7420、7729

CPC コード※: 9709, 87501, 87503, 87504, 87505,

87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification)

国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェクトの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面している場所。土地面積は500平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃貸。4 階建て建物のう

ち1~3階を店舗、4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20 人以下。

8. 営業時間: 10:00~21:00

9. 実施スケジュー (投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、2か月

で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定:

ル:

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局· 人民委員会 現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種について、既に外国投資家による投資が認可されたことがあり、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載されている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される(政令118/2015/ND-CP号第10条2項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることとなっている。

○ブライダル業ケース B-2 式場自社所有無し・追加店舗設立(投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)書換え後、営業開始まで)

1. 申請内容: 追加店舗の設立。(本社が他の省・市に所在する場合 も含む)

2. 申請企業の出資 形熊:

日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、ベト ナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・半数以 下、のいずれの場合も含む)

3. 申請企業の総投 資額・資本金の増加 額:

総投資額 300 億ドン(150 万ドル:1.5 億円) 企業の資本金 200 億ドン (100 万ドル:1 億円)。資本 金を超える部分は投資家からの借入による。

ド:

4. 業態、業種コー 結婚式イベントの催事。結婚式の挙式・パーティにつ いて、事前に、イベント企画・相談対応、ドレス貸出 し、写真撮影。当日に、結婚式場において、挙式・パ ーティの催事、写真撮影サービス。式場を自社所有せ ず、式場と提携してサービス提供(飲食サービスは式 場が提供)。

業種コード:9633,7420、7729

CPC コード※: 9709, 87501, 87503, 87504, 87505,

87507, 87509, 83209

※中央生産物分類(Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している商品分類。

5. 投資プロジェク トの場所:

ハノイおよびホーチミン市中心部。大通りに面してい る場所。土地面積は500平米程度。

6. 店舗形態: 商業施設内ではなく、民家を賃貸。4階建て建物のう

ち1~3階を店舗、4階を事務所として使用。

7. 従業員数: 20 人以下。

8. 営業時間: $10:00\sim21:00$

(投資登録証明書 (IRC) 取得後すぐに着工、2か月

で竣工、その1か月後に営業開始

10. 今後の予定:

ル:

9. 実施スケジュー

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

多店舗展開(2店目以上)の場合は、IRCの書換えが必要となる。追加店舗を支店(企業法45条1項)の形式で設立する場合、同法 46条に従いその活動登記証明書の取得が必要となる。追加店舗を経営拠点(企業法45条2項)として設置する場合、この手続は不要 となるが、代わりに経営拠点設立についての通知を送付する手続(政令 78/2015/ND-CP 号第 33 条)を行う必要がある。

環境調査分析業

○環境調査分析業 会社設立 (投資登録証明書 (IRC: Investment Registration Certificate) 取得まで)

1. 申請内容: 会社の設立、研究所の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金:

3. 総投資額・資 | 総投資額 400 億ドン (200 万ドル: 2 億円)。企業 の資本金 240 億ドン (120 万ドル: 1.2 億円)。資 本金を超える部分は投資家(親会社)から借入。

ード:

4. 業態、業種コ | 国際認証された技術水準をもつ企業が、大気・水 | 質・排ガス・排水・廃棄物・土壌等を調査・分析 し、有害化学物質の有無・含有量、化学物質の排

出状況などについて、データを提供するサービス。

業種コード:7120 CPC コード※: 86761

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 研究所の場

所:

ハノイおよびホーチミン市中心部以外の場所。大 通りに面していない。土地面積は1,000平米程度

(事務所・分析所をあわせた広さ)。

6. 店舗形態: 店舗なし、事務所・分析所のみ。

7. 従業員数:

30 人程度。

8. 営業時間:

 $9:00\sim17:00$

9. 実施スケジ

(投資登録証明書(IRC)取得後、すぐに着工、6

ュール:

カ月で竣工、その後1カ月で営業開始

※各ケースは必要条件では無く、あくまで「モデルケース」として記載している。

※ここでは、形式的な提出資料・審査を省略。本分野の申請にあたって、実体審査が行われる主な審査事項(中身の審査のため時間を要する事項)を記載している。

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

計画投資局• 人民委員会

現時点でWTO約束表(※)において市場開放されている業 種・業態かどうか。市場開放されていない場合、慎重に対 応し、上部機関に相談せざるを得ない。但し、当該業種に ついて、既に外国投資家による投資が認可されたことがあ り、そのことが外国投資に関する国家ポータルに記載され ている場合には、上部機関への相談は不要で、許可される (政令 118/2015/ND-CP 号第 10 条 2 項(e))。

(※) WTO 加盟国は、サービス貿易において自由化を行う分野のみを記載する方式 (=ポジティブリスト方式) で自由化約束表を作ることと なっている。

環境資源局 分析所を伴うため、環境コミットメントの提出。適切な排 | 政府議定 29/2011/ND-CP 29 条 水処理設備を備えているかどうか。

Copyright(C) 2019 JETRO. All rights reserved.

○環境調査分析業 (投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)取得後、企業登記証明書(ERC:Enterprise Registration Certificate)取得および営業開始まで)

1. 申請内容: 会社の設立、研究所の設立。

2. 出資形態: 日本投資家の出資割合を問わない(100%出資、べ

トナム企業との合弁、合弁のうち日本側過半数・

半数以下、のいずれの場合も含む)

本金:

3. 総投資額・資 | 総投資額 400 億ドン (200 万ドル: 2 億円)。企業 の資本金 240 億ドン (120 万ドル: 1.2 億円)。資

本金を超える部分は投資家(親会社)から借入。

ード:

4. 業態、業種コ 国際認証された技術水準をもつ企業が、大気・水 質・排ガス・排水・廃棄物・土壌等を調査・分析

> し、有害化学物質の有無・含有量、化学物質の排 出状況などについて、データを提供するサービス。

業種コード:7120

CPC コード※: 86761

※ 中央生産物分類 (Central Product Classification) 国際連合統計部で設定している

商品分類。

5. 研究所の場 所:

ハノイおよびホーチミン市中心部以外の場所。大 通りに面していない。土地面積は1,000平米程度

(事務所・分析所をあわせた広さ)。

6. 店舗形態: 店舗なし、事務所・分析所のみ。

7. 従業員数: 30 人程度。

8. 営業時間: $9:00\sim17:00$

9. 実施スケジ

(投資登録証明書 (IRC) 取得後、すぐに着工、6

ュール:

カ月で竣工、その後1カ月で営業開始

営業ライセンス

環境資源省

1. (投資登録証明書 (IRC) で登録した業種、2. スタッフの | 政府議定 27/2013/ND-CP

資格·訓練、3. 設備条件

担当当局 本分野の申請に対して行われる主な審査の内容と基準(※) 法的根拠・法律から導かれる帰結

通達 42/2013/TT-BTNMT (環境調査ができる会社であること の証明書の発行について)

ベトナムにおけるサービス産業分野への会社設立・出店手続の手順書 2017 年 1 月作成 (2019 年 3 月 一部改訂)

Copyright(C) 2019 JETRO. All right reserved.